

研 究

外国判決の承認・執行と相互主義

—— 中国のケースを参考にして ——

梶 田 幸 雄

- I はじめに
- II 相互の保証における問題の所在
- III 中国関連の外国判決の承認・執行に関わる相互の保証
- IV 相互の保証に存在する課題について
- V ま と め

I はじめに

2019年7月に民商事に関する締約国の判決の他の締約国における承認・執行を規律する「外国判決の承認及び執行に関する条約」（以下、「ハーグ判決条約」という）が採択された¹⁾。現時点において新ハーグ判決条約に署名

1) ハーグ条約については、竹下啓介教授による注釈が、JCAジャーナルに掲載されている（竹下啓介「外国判決の承認及び執行に関する条約」JCAジャーナル、67巻4号〔2020.4〕（1）～連載中）。条文全文は、CONVENTION ON THE RECOGNITION AND ENFORCEMENT OF FOREIGN JUDGMENTS IN CIVIL OR COMMERCIAL MATTERS (*Concluded 2 July 2019*)

<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=137>, (last

したのは、ウルグアイ、ウクライナ、ロシア、イスラエル、コスタリカである²⁾。また、欧州委員会は、2019年7月3日にEU28（英国を含む）を代表して、ハーグ判決条約への加盟準備を開始すると発表した。今後、締約国が多くなることが期待されるが、同条約により、外国判決の承認・執行は容易になるであろうか。現時点において、多くの国が、外国判決の承認・執行要件に相互の保証があることを挙げている。このことが、外国判決の承認・執行の阻害要因にもなっている。相互の保証は、実務上、裁判所に大きな裁量を与えていると考えられる。さらに相互の保証の問題は、一国の裁判所の行為だけではなく、他方の国の裁判所との関係も問題となるものである。相互の保証は実務上、どのように処理され、今後どのように改善される必要があるのか。この点について、中国の事例を題材として考察する。

この考察に際しては、以下の問題について分析・検討をする。第一に、(1) ハーグ判決条約における外国判決の承認・執行の可否を判断する要件の1つとしての相互の保証に関する実務上の問題の所在を確認し、第二に、(2) -①中国におけるこの問題に関わる実務の動向として、外国判決の承認・執行に関する裁判統計の検討、また、②外国判決の承認・執行可能性について、i) 二国間条約を締結している国、ii) 二国間条約はないが相手国の判決を双方ともに承認した事例のある国、iii) 中国法院の判決の承認・執行を認容したことのある国、iv) 中国との間で相互に判決の承認・執行事例がない国の4つの類型別に具体的事例を検討する。また、2021年12月に全国法院涉外商事海事審判工作座談会が開催され、この中で最高人民法院の外国判決の承認・執行に関する通知がある。ここに外国判決の承認・執行における相互の保証の要件が緩和されたという見解がある。この通知の内容を合わせて検討する。第三に、(3) 相互の保証に関する日中間の実務上の課題について若干の検討をする。これからの相互の保証のあり方に

visited 2022.February 16).

2) <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=137>, (last visited 2022.February 16).

ついて考察をする際の基礎資料としたい。

この検討に際して主として中国を題材に考えるのは、以下の理由による。現在、日本との間で相互の保証がしばしば問題となる国に中国がある。齋藤彰教授は、エルバルティ氏の論稿を引用し、「現時点での民訴法118条4号に関するホットトピックは、何といても中国本土と日本との間の判決承認執行問題であろう。最近、中国は相互に条約がなければ当該国の判決を承認執行できないとしてきたかつての立場を改めたが、日本の裁判所がそれに合わせて態度を変化させることができるかどうかは疑問視されている」³⁾という指摘をされている。中国は、日本にとって貿易・投資の最も多い国の1つであり⁴⁾、両国は政治問題を抱えつつも企業にとっては重要な市場であり、パートナーである。ところが、同時に民事事紛争も少なからずあるところ、民事判決の承認・執行問題は、実務上の懸念事項でもある。中国のケースの検討により、中国のみならず国際的に外国判決の承認・執行に関する相互の保証の問題を考察することが可能であり、また、日本企業にとっても重要な実務上の問題を検討することもできるという意義があると考ええる。

II 相互の保証における問題の所在

はじめに日本における「相互の保証」の概念とその若干の問題点として

3) 齋藤彰「外国判決承認・執行の近未来：国際的な商事裁判所外交の展開と新ハーグ条約草案の行方」神戸法学雑誌（第68巻第4号、2019年3月、88頁）。Beligh Elbalti, “The Sino-Japanese Reciprocal Judgment Relationship in Light of the Recent Developments of the Chinese Recognition Practice- Will the Vicious Circle be Broken?” (presentation in Asia-Pacific Colloquium of Journal of Private International Law, Doshisha University, 11 December 2018).

4) JETRO世界貿易投資シリーズ（2021年12月20日）ほかによる2020年のデータによると、米国を上回り中国が第1位である。一方中国にとっては、日本は輸出入ともに米国に次ぐ第2位である。

指摘されることを外観しておきたい。

外国判決の承認要件は、民訴法第118条の規定によるが、この4号に「相互の保証」が挙げられる。「相互の保証」の要件とは、当該判決をした外国裁判所の属する国（以下、「判決国」という）において、日本の裁判所がしたこれと同種類の判決が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有する制度が取られていることを充足すべき要件として問うものである。各国において、外国判決は、通常の場合にその国との二国間司法共助条約がない限り、又は相互主義（相互の保証）に基づいて過去にその国の裁判所が判決国の判決を承認・執行していることを申請者が証明できない限り、承認・執行されない。「相互の保証」は、主権国家の平等・相互主義という観点から広く一般に認められている。

しかし、この相互の保証については、「（民事訴訟法118条の4要件に代表される承認・執行の拒否ルールは）外国判決を日本の裁判所が承認・執行のために受け入れるべきか否かを決する際に裁判所が依拠すべき枠組みにすぎず、それを具体的な判決との関係において判断する際には裁判所によるかなり広範な裁量」⁵⁾が与えられているのが現状である。そうであると、一般に相互の保証は、結局は個別事件において裁判所が判断することになり、相互の保証が成立したとみなされる判断基準も時期も必ずしも明確とはいえないことになるのではないだろうか。

そこで、日中間についてみると、中国においては、大連市中級人民法院が、1994年11月5日に日本の横浜地方裁判所小田原支部が下した判決及び熊本地方裁判所玉名支部が下した債権差押並びに転付命令の承認・執行請求を相互の保証がないことを理由に拒否した判決があり⁶⁾、一方、日本においては、大阪高裁判決（平成15年4月9日）⁷⁾及び東京高裁判決（平成27年

5) 前掲注3) 齋藤論文、72頁。

6) 粟津光世「日本の判決が、中国の人民法院で承認されなかった事件」国際商事法務、1997年3月号、275頁。

7) 判時1841号111頁、判タ1141号270頁〔百選114〕

11月25日)⁸⁾が、中国判決について相互の保証要件が満たされていないとして執行を拒否したものがある。日中間では、相互の保証は確立されていない状況である。

奥田教授は、「中国との相互の保証を否定した平成15年大阪高裁判及び平成27年東京高判は、最高裁判例⁹⁾に違反するものと思われるが、そもそも相互の保証要件には、違憲の疑いがある。すなわち、これは、単なる解釈論や立法論を超えて、憲法上の基本的人権の侵害である。中国との相互の保証は、この要件の存在意義を改めて疑わせるものである¹⁰⁾と指摘し、また、最高裁判決は、相互の保証を定義し直しており、これは、(1) 相互の保証は渉外的生活関係の安定の観点から、承認要件が実質的に同等であれば足りると緩やかに解釈し、(2) 我が国が率先して相互の保証要件を緩和し、判決の相互承認を促進することが求められる理由によると指摘している¹¹⁾。

このような現状があるところ、齋藤教授は、「118条4号の外国判決承認・執行に関する相互の保証とはいったい何を意味するのであろうか。執行の対象である判決を下した国において、日本の裁判所による同種の判決が民法118条の要件と重要な点でことならない要件の下に効力を有し、日本とほぼ同様の条件で承認・執行することとするのが日本の標準的な理解であるが、その事実が一旦確認されたら、相互の保証はそのままずっと継続すると考えるのであろうか。それとも、法制度の解釈や実務の変更をも視野に入れて時々刻々とその評価は見直されるべきなのであろうか。もし見直すべきとすれば、それは誰がどのような方法で行うのか。また例えば、自国の判決が当該外国にある地方の裁判所で執行を拒否されたが、通常で

8) 平成27(ネ)第2461号執行判決請求控訴事件、LEX/DB25541830

9) 最高裁判決昭和58年6月7日(民集37巻5号611頁)

10) 奥田安弘「外国判決の承認・執行における相互の保証要件の合憲性」法学新報、123巻5・6号、2016年、69頁。

11) 同上奥田論文、78-79頁。

あれば執行が認められるような場合、この1つに偏った判断により相互の保証は消滅するのか、それとも継続するのか。このように118条1号と4号の関係について謎は深まるばかりである」¹²⁾という。

以上要すれば、相互の保証に存在する問題は、そもそもこれを承認要件とする必要があるか否か、また、これを承認要件としても司法実務上どのように解釈し、適用するのか、また、如何なるかたちで、いつ確立されたかと認定するのかという問題に集約される。では、中国において相互の保証は司法実務上どのように認識され、適用されているのか。以下、この点について検討する。

Ⅲ 中国関連の外国判決の承認・執行に関わる相互の保証

中国は、ハーグ条約をはじめ外国の民商事判決の承認・執行に関するいかなる条約にもまだ加盟していない。中国民事訴訟法の第281条及び第282条は、外国判決の承認・執行の法的根拠及び条件について、二国間又は多国間協定がない場合において、外国判決を承認・執行しないと規定している。現時点において、中国が、外国判決を承認・執行するのは、中国と二国間司法共助条約を締結しているか、又は実質上の相互の保証があると判断される場合である。では、このような要件の下で、実務はどのように運用されているのか。以下、この点について整理する。

1 中国の実務の動向

(1) 外国判決の承認・執行に関する動向

中国の法律情報を提供するChina Justice Observer（中国司法観察）が行った調査報告¹³⁾によると、中国に関わる外国判決の承認・執行に関する事件

12) 前掲注3) 齋藤論文、73頁。

13) Meng Yu “Can Foreign Judgments Be Enforced in China? - CTD 101 Series”, <https://www.chinajusticeobserver.com/a/can-foreign-judgments-be->

外国判決の承認・執行と相互主義（梶田）

は、合計57件あり、①中国法院の判決を外国裁判所に承認請求した件数が38件、このうち承認された件数が15件（40%）あり、②外国裁判所の判決を中国法院に承認請求した件数が19件、このうち承認された件数が14件（74%）あった。この内訳は、表1のとおりである。

表1 外国判決の承認

	国・地域	合計	外国裁判所による承認				中国法院による承認			
			計	承認	棄却	その他	計	承認	棄却	その他
1	米国	13	7	2	3	2	6	4	1	1
2	オーストラリア	4	1	0	1	0	3	2	1	0
3	バージン諸島	1	0	0	0	0	1	1	0	0
4	カナダ	1	0	0	0	0	1	1	0	0
5	チャド	1	1	0	1	0	0	0	0	0
6	フランス	5	5	3	2	0	0	0	0	0
7	ドイツ	4	3	1	2	0	1	1	0	0
8	イスラエル	2	1	0	1	0	1	1	0	0
9	イタリア	4	4	1	3	0	0	0	0	0
10	日本	4	2	0	2	0	2	0	2	0
11	マレーシア	1	1	0	1	0	0	0	0	0
12	オランダ	1	0	0	0	0	1	1	0	0
13	ポーランド	1	1	1	0	0	0	0	0	0
14	ロシア	1	1	1	0	0	0	0	0	0
15	シンガポール	3	2	2	0	0	1	1	0	0
16	韓国	4	3	1	2	0	1	1	0	0
17	トルコ	1	1	1	0	0	0	0	0	0
18	UAE	3	2	2	0	0	0	0	0	0
19	英国	2	1	0	1	0	1	1	0	0
20	ウズベキスタン	2	2	0	2	0	0	0	0	0
	合計	57	38	15	21	2	19	14	4	1

（注）北京の法律情報を提供する China Justice Observer（中国司法観察）が行った調査報告による。最終アップデートは、2021年6月8日。

（出所）<https://www.chinajusticeobserver.com/a/list-of-chinas-cases-on-recognition-of-foreign-judgments> (2022年2月3日最終閲覧)

表1の統計をどのように分析することができるであろうか。外国判決の承認・執行可能性については、①第1類型：二国間条約を締結している国、②第2類型：二国間条約はないが相手国の判決を双方ともに承認した事例がある国、③第3類型：中国法院の判決の承認・執行を認容したことのあつる国、④第4類型：中国との間で相互に判決の承認・執行事例がない国の4つの類型に分類でき、それぞれに相互の判決の承認・執行の可能性が異なってくる。以下、各類型別に若干の整理をする。

① 第1類型：二国間条約を締結している国

第1の類型は、中国と判決の承認・執行に関する二国間条約を締結している国・地域である。

中国は、現在39カ国と民商事司法共助条約を締結し、このうち38の条約が発効している。この38条約のうち、ベルギー、シンガポール、韓国及びタイと締結した二国間条約においては判決の承認・執行に関する取決めはないが、他の34カ国と締結した二国間条約には判決の承認・執行に関する司法共助の取決めがある¹⁴⁾。

例えば、1987年に締結された「中国・フランス民商事に関する司法共助協定」¹⁵⁾ 2条は、司法共助の範囲を「確定した民商事判決の承認・執行」

enforced-in-china, (last visited 2022.February 16). この集計がいつからのものであるかの叙述はないが、1978年の改革開放以前は、一国社会主義であったから、外国との間で判決の相互承認ということは存在せず、最も早い事件は、本文中で後述する1995年に大連市中級人民法院が日本の判決を相互の保証がないことを理由に拒否した判決である。

14) 司法共助の取決めのある34カ国は、フランス、イタリア、ロシア、ウクライナ、スペイン、ポルトガル、マラッカ、アラブ首長国連合、ブラジル、ポーランド、モンゴル、ベラルーシ、アルゼンチン、ベトナム、トルコ、エジプト、ギリシア、カンボジア、ハザクスタン、ルーマニア、ブルガリア、キューバ、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、チュニス、ペルー、アルジェリア、クウェート、ボスニア、エチオピア、ラオス、リトアニア、北朝鮮である。

15) 中華人民共和国和法蘭西共和国関于民事、商事司法協助的協定

とし、20条に規定する事由（管轄権の瑕疵、自然人の身分及び能力の準拠法適用の錯誤、未確定又は執行力を備えていない判決、欠席裁判時の送達の瑕疵、確定判決との衝突及び主権の安全又は公序を損なう場合）を除き、締約国の一方の裁判所が下した民商事判決（裁判所の調停書及び刑事判決における損害賠償及び財産の返還に関するものを含む）の一方の締約国内における承認・執行を認めるとしている。また、1991年に締結された「中国・イタリア民事司法共助条約」¹⁶⁾ 6条は、司法共助の範囲に「当事者の裁判所判決の承認・執行の申立てに基づくもの」を含め、21条に規定する事由（管轄権の瑕疵、未確定判決、欠席裁判時の送達及び代理の瑕疵、確定判決との衝突、訴訟競合、及び主権の安全又は公序を損なう場合）を除き、一方の裁判所が下した民事判決（裁判所の調停書及び刑事判決における損害賠償及び財産の返還に関するものを含む）の一方の締約国内における承認・執行を認めるとしている。

② 第2類型：二国間条約はないが相手国の判決を双方ともに承認した事例のある国

第2の類型は、相手国の裁判所で下された判決を相互の保証に基づいて互いの裁判所が承認・執行しているものである。この場合には、将来的にも相互に相手国裁判所の判決の承認・執行を認容する可能性が高いと考えられる。これらの国には、米国、ドイツがあるとされる。

③ 第3類型：中国法院の判決の承認・執行を認容した事例のある国

第3の類型は、中国法院の判決の承認・執行を認容したことのある国であり、将来の事件で中国が互惠関係を確認するのを待っている国である。これらの国の裁判所による判決は、前例がないためにある程度の不確実性はあるが、中国でも承認・執行される可能性が高いと考えられる。これら

<http://www.people.cn/zixun/flfgk/item/dwjf/falv/10/10-4-01.html>（2022年2月21日最終閲覧）。

16) 中華人民共和国和意大利共和国關於民事、商事司法協助的協定

http://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/flfggz/flfggzflty/fltymsssfxy/201812/t20181225_151364.html（2022年2月21日最終閲覧）。

の国には、英国、オーストラリア、英国領ヴァージン諸島、カナダ、オランダ、ニュージーランド、イスラエルがある。

④ 第4類型：中国との間で相互に判決の承認・執行事例がない国

第4の類型は、中国との間で相互に判決の承認・執行事例がない国である。日本、チャド、マレーシアがこれに含まれる。

以上の4つの類型があるところ、司法共助条約のある国とない国とで互いの外国判決の承認・執行状況を見ると表2のとおりとなる。条約のある国が中国で当該国裁判所の判決の承認・執行を求めた事案では20件中11件（55%）が承認されている。一方で条約のない国の場合、①中国における外国判決の承認請求件数は27件、このうち承認されたのは7件（26%）であり、②外国裁判所に中国法院の判決の承認を請求した件数は25件、このうち承認された件数が19件（76%）であった¹⁷⁾。この状況を見ると、二国間条約がない状況で相手国判決を承認しているケースは、中国よりも外

表2 外国判決の承認状況

国・地域	数	事件数	中国における外国判決の承認				外国における中国判決の承認			
			合計	承認	拒否	その他	合計	承認	拒否	その他
条約なし	16	52	27	7	15	5	25	19	5	1
条約あり	8	20	20	11	9	0	0	0	0	0
合計		72	47	18	24	5	25	19	5	1

（出所）<https://www.chinajusticeobserver.com/a/list-of-chinas-cases-on-recognition-of-foreign-judgments>（2022年2月3日最終閲覧）

17) 条約がある国で承認拒否があった理由は中国司法観察の論文中で叙述されていないが、司法共助に関する条約未締結時のものや中国の主権、安全又は社会公共利益を損なうとの判断があり、承認・執行が拒否された事件であるということかと考える。また、中国が外国判決を承認したことは2016年以前には存在しない（Melody Wang, Brian Lin, “China’s growing acceptance towards the recognition and enforcement of foreign judgments: an exercise in reciprocity – CWG”, <https://www.ibanet.org/article/4c7fb31f-ce23-40b7-87b2-ecfcad2faf>, (last visited 2022.February 16)。

国の方が多く、この限りでは外国の方が承認につき寛容であるということと言えるのだろうか。

次に、各類型別に相互の保証はどのように適用されるのかについて、実務の動向を検討する。

2 中国関連の相互の保証に関わる裁判事例

(1) 第1類型：司法共助条約又は判決の承認・執行取決めのある国

——中国法院によるシンガポール判決の承認事案——

シンガポールは、中国と司法共助条約は締結していないが、両国の最高裁判所間で覚書が締結されている。この覚書に基づき、中国法院がシンガポール判決を承認した事件¹⁸⁾がある。この事件の概要は、以下のとおりである。

パワー・ソーラー・システム（Power Solar System Co.,Ltd.,英領バージン諸島法人。以下、「パワーソーラー」という）は、中国のソーラー大手である無錫サンテックパワー株式会社（以下、「無錫サンテックパワー」という）の関連会社の1つであるサンテック・パワー・インベストメント（シンガポール法人。Suntech Power InvestmentPte., Ltd. 以下、「サンテック・シンガポール」という）に対する債権を有していたが、無錫サンテックパワーが2013年に破産したのに伴い、2014年初にシンガポール高等裁判所にサンテック・シンガポールに対する債権回収の訴えを提起した。2018年7月にシンガポール高等裁判所は、パワーソーラーの主張を認容する判決を下し、サンテック・シンガポールに債務の返済及び延滞利息、並びに訴訟費用とその他の合理的な費用の支払いを命じた。しかし、その後もサンテック・シンガポールが判決内容を任意に履行しないため、パワーソーラーは、シンガポール

18) Guodong Du・Meng Yu, “Chinese Court Recognizes Singaporean Judgment Again: No Bilateral Treaty But Only Memorandum?” <https://www.chinajusticeobserver.com/a/chinese-court-recognizes-singaporean-judgment-again-no-bilateral-treaty-but-only-memorandum> (last visited 2022.February 16).

の判決の承認・執行を求める訴えを上海市第一中級人民法院（以下、「上海法院」という）に申し立て、2019年10月25日に同法院はこの訴訟を受理した。

サンテック・シンガポールは、シンガポールと中国の間の判決の承認・執行に関する司法共助条約はなく、中国とシンガポールが調印した「Memorandum of Guidance Between The Supreme People's Court of The People's Republic of China and The Supreme Court of Singapore on Recognition and Enforcement of Money Judgments In Commercial Cases」（以下、「MOG」という）¹⁹⁾は法的拘束力を有しないと主張した²⁰⁾。しかし、上海法院は、2018年に中国とシンガポールは、MOGを有効であるとして、サンテック・シンガポールの抗弁を支持せず、2021年7月にシンガポール高等裁判所の判決を承認・執行する判決を下した²¹⁾。また、上海法院は、「シンガポール高等裁判所が中国判決を認めて執行した前例²²⁾があり、その逆もある。これは、中国とシンガポールの間に事実上の相互関係が存在することを示している」と判示した。

では、MOGとは、如何なるものか。このMOGは、2018年8月31日に中

19) 中国語では、「中華人民共和國最高人民法院和新加坡共和國最高法院關於承認與執行商事案件金錢判決的指導備忘錄」という。Singapore International Commercial Courtのサイト参照。英文は、<https://www.sicc.gov.sg/docs/default-source/guide-to-the-sicc/spc-mog-english-version---signed.pdf>。中文は、<https://www.sicc.gov.sg/docs/default-source/guide-to-the-sicc/spc-mog-chinese-version---signed.pdf>。（2022年2月15日最終閲覧）。

20) サンテック・シンガポールは、中国の法院が無錫サンテックパワーの破産に関連して、すでにシンガポールの判決と矛盾する手続を完了しており、シンガポールの判決の承認は中国の公序に反するという主張もした。

21) Shanghai First Intermediate People's Court (2019) Hu 01 Xie Wai Ren No. 22 (2019) 沪01协外认22号). <https://www.chinajusticeobserver.com/a/chinese-court-recognizes-singaporean-judgment-again-no-bilateral-treaty-but-only-memorandum>, (last visited February 16 2022).

22) Giant Light Metal Technorogy (Kunshan) Co.Ltd., v. Aksa Far East Pte Ltd., [2014] SGHC, 16.

国最高人民法院の周強院長とシンガポール最高裁判所のSundaresh Menon長官により調印されている。MOGは、相互に相手国判決を承認・執行することを約すものであるが、法的拘束力はなく、条約又は法律を構成するものではなく、裁判官を拘束するものではなく、判決又は裁判所規則に優先するものではなく、判決の相互承認・執行に拘束力のある取決めを意図はしていないとされている（第2条）。そして、両国ともにそれぞれの民事訴訟法の外国判決の承認・執行要件の規定により拒否することを認めている。それでも中国は、最高人民法院による権威性文書²³⁾として発布をしている。このことは、最高人民法院の司法解釈²⁴⁾と同列に扱われるものであり、緩やかなMOGであるようだが、下級法院に対する拘束力が強くあるものと考えられる。

上述の事件及び判決は、MOG調印後のものであるが、そもそもMOG調印以前から両国には実質的に相互の保証があると考えられるから、上海法院は「前例がある」としている。こうした事実があるが故にMOGの調印に至り、これが両国の関係を強固にすることにつながると言えそうである。今後は、MOGの存在により相手国判決を承認・執行するという判断が示され、判決が下されることになるのであろうか。

23) <https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-115541.html>(2022年2月15日最終閲覧)。中国-シンガポールMOGは、という司法解釈と同列で扱われており、この意味では下級法院に対する拘束力が強くあるものと考えられる。

24) 司法解釈とは、1954年9月に発布され、1983年9月に改正された中華人民共和国人民法院組織法第33条「最高人民法院は審判過程において具体的に如何に法律、法令を適用するかについて、解釈をする」により、法により最高人民法院に付与された職権であり、最高人民法院が法の執行過程において法律問題を具体的に如何に適用すればよいかということについて司法的効力のある解釈をすることをいう。1955年6月の全国人民代表大会常務委員会の「法律解釈問題に関する決議」により、根拠づけられている。

(2) 第2類型：司法共助条約又は判決の承認・執行取決めのない国

二国間司法共助取決めのない国の裁判所間の判決の承認・執行の問題に関しては、いずれか一方の国が相手国の裁判所の判決を承認することがあると、その後逆の事件があった場合、相手国の裁判所は実質的な相互の保証があるという判断に立ち、もう一方の国の裁判所の判決を承認する傾向が強いと考えられる。以下、この類型に属するとされる米国とドイツの事例を検討する。

①米中間の相互の保証の現状

米国と中国の間には、二国間司法共助条約はないが、米国裁判所が中国法院の判決を承認・執行した初めての事件に米国ロビンソン・ヘリコプター社事件²⁵⁾がある。この事件は、次のようなものである。2004年12月、湖北省高級人民法院は、湖北葛洲壩三聯公司（原告X1）及び湖北平湖公司（原告X2）が、米国ロビンソン・ヘリコプター社（被告Y）の生産物責任の損害賠償を請求した事件について判決を下した。判決は、Yに対してX1とX2に利息を含めて合計650万ドルの損害賠償を命じるものであった。2006年3月、X1とX2は、米国カリフォルニア州連邦地区裁判所に中国法院の判決の承認・執行請求をした。2009年7月、同裁判所は、湖北省高級人民法院の判決の承認・執行を認める判決を下した。Yは上訴したが、2011年3月に米国第9巡回上訴裁判所は、上訴を棄却し、中国法院の判決の承認・執行が認められた。

次いで、中国法院が米国裁判所の判決を承認・執行した劉利 v. 陶莉事件²⁶⁾がある。2017年6月、湖北省武漢市中級人民法院は、劉利（原告X）

25) 梶田幸雄「中国法院判決の外国における承認・執行」世界経済評論, 2020年第1期, 60-66頁。

26) 北京仲裁委員会ホームページ (<http://www.bjac.org.cn/news/view?id=3059> 最終アクセス日2019年7月26日)。ほかに、宇田川幸則「米国カリフォルニア州判決を承認・執行した中国法院の決定」国際商事法務, Vol.46, No4 (2018)

が陶莉ほか（被告Y）に対して詐取した株式譲渡代金返還ほかの訴えを認容した米国カリフォルニア州ロサンゼルス郡上級裁判所の判決の承認・執行を認容する判決を下した。これは、中国法院が米国裁判所の判決の承認・執行を認めた初めての事件である。武漢中級人民裁判所は、「米国と中国は、民事判決を相互に承認・執行する国際条約に加盟しておらず、また米中二国間条約を締結していないため、米国裁判所の判決を承認・執行するか否かは相互の保証の原則に基づくべきである。原告Xが提出した証拠によれば、米国は中国法院で民事判決を承認・執行した先例（米国ロビンソン・ヘリコプター社事件）があり、民事判決の相互承認・執行に関して両当事者の間には相互に有益な関係があると結論付けることができる。」と判示した。

そして、2017年10月27日、Qinrong Qiu v. Hongying Zhang et al事件²⁷⁾が、米国裁判所が中国法院の判決を承認・執行した2番目の事件となった。カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所は、Qinrong Qiu（原告）がHongying Zhangら（被告）に対して貸し付けた金銭の返済を命じる江蘇省蘇州工業団地人民法院の判決の承認・執行を認容した。

以上のように米中間には相互に判決を承認するという状況が保持されており、実質的に相互の保証があると考えられる。

②ドイツ裁判所による中国判決の承認拒否事件

中国がドイツとの間で相互に判決を承認した前例があるところ、最近、ドイツ裁判所が相互の保証があることを否定し、中国判決の承認を拒否した事件（後述）がある。ドイツと中国の相互の判決承認状況は、どうであるのか。

はじめに、ベルリン宮廷地方裁判所が中国判決を承認した事件²⁸⁾がある。

481-485頁。

27) <https://docs.justia.com/cases/federal/district-courts/california/cacdce/2:2017cv05446/684590/56> (last visited Apr. 15, 2022)

28) Berin Kammergericht (KG), 18.05.2006, -20 SCH 13/04. ドイツの判決について

この事件は、次のようなものである。ベルリン宮廷地方裁判所は、2006年5月18日に中国との相互の保証を肯定し、中国判決（無錫人民法院判決2004年9月2日）²⁹⁾を認める決定をしたものである。無錫人民法院判決とは、2004年のドイツのZublin International GmbH (Zublin) と中国無錫沃可通用工程橡胶有限公司（無錫公司）の事件³⁰⁾に関するもので、次のような事件である。Zublinと無錫公司とが無錫における工場建設請負契約につき、紛争解決条項として「ICC仲裁規則により上海で仲裁を行う」ことを約定していた。紛争発生後、契約で約定した仲裁条項に基づき、ICC仲裁裁判所が上海で仲裁を行い、判断を示した。この仲裁判断の承認・執行が無錫中級人民法院に申し立てられ、無錫中級人民法院は、これを認める判決を下した。この判決が任意に履行されないところ、中国判決の承認を求める訴えが、ベルリン宮廷地方裁判所になされた。これに対して、同裁判所は、互恵関係を確立するために、一方は他方が追随しないうちに、先に承認をすべきであるとしたら、相互承認は事実上不可能になってしまうとし、「承認の両すくみを防ぐためには、ドイツ裁判所が中国判決を承認することによって、ドイツ判決も中国で承認されるようになると予測できるだけで満足しなければならない」³¹⁾と判示し、中国判決を承認した。ベルリン宮廷地方裁判所は、ドイツ裁判所による中国判決の承認は、中国におけるドイツ判決の承認と執行にもつながり、双方が承認を相互に拒否することを妨げる可能性があると判断したものである³²⁾。

ては、本学佐藤文彦教授、楢崎みどり教授にご教示をいただいた。ここに謝意を表する。

29) 江蘇省無錫高新技術産業開発区人民法院(2004)新民二初字第154号民事裁定。

30) 趙秀文「从旭普林公司案看中国内地法院对國際商事仲裁的監督」<https://ccpl.law.hku.hk/content/uploads/2018/03/Pub/Conf%20&%20Seminar/ZhaoXiuwenChinese.pdf>。判決については、Zueblin International GmbH v. Wuxi Walker General Engineering Rubber Co., Ltd, The Berlin High Court of Justice, May, 18, 2006, Case Docket No.20 Sch 13/04.

31) 前掲注10) 奥田論文, 89頁。

次いで、2013年に武漢中級人民法院が、2006年5月18日にドイツのベルリン上級地方裁判所が、中国の無錫高新技術産業開発区人民法院の判決を承認する決定を下したことを考慮して、互惠の原則に従って、モンタバウアー地方裁判所の判決を承認した判決がある³³⁾。

この上述のドイツ及び中国の裁判所が双方の判決を承認したことで、両国には相互の保証が形成されたと考えられた。奥田教授は、このようなドイツと中国間の判決の相互の承認があることをもって、「中国とドイツの間では、かような両すくみ状態を回避することに成功した」³⁴⁾と述べている。このように、中国とドイツの間で実質的に相互の保証が形成されていたと評価されていたところ、ザールブリュッケン地方裁判所が相互の保証はないという判決を下した事件が現れた³⁵⁾。この事件及び判決の概要は次のとおりである。

ドイツ自動車部品メーカー（X）は、自動車エンジンに必要な部品を中国の工場（Y）に生産委託していた。契約の履行の過程で両当事者間に紛争が生じ、XからYへの代金支払いがなされなかった。そこで、Yは、上海浦東地区基層人民法院に訴えを提起し、Xに代金の支払いと遅延に伴う利息の支払いを請求した。上海法院は、2017年2月27日にY勝訴の判決を下した。しかし、Xが判決を任意に履行しないため、Yは、ザールブリュッケン地方裁判所に中国判決の承認を求める訴えを提起した。これに対して、

32) ベルリン宮廷地方裁判所の判決については、ドイツで中国との相互保証をめぐって肯定否定の議論があり、評価は二分しているという（芳賀雅顯「外国判決承認要件としての相互保証（一）：その現代的意義」法学研究90巻11号（2007.11），15頁。

33) 2012年にSascha Rudolf Seehaus（ドイツ人）が、2009年の破産管財人の任命に関するモンタバウアー地方裁判所の決定の承認を武漢中級人民法院に請求した事件（武漢中院于2013年作出的（2012）鄂武漢中民商外初字第00016号《民事裁定书》）

34) 前掲注10）奥田論文，88頁。

35) LG Saarbruecken, 31.08.2016. -5s 6/16。

ザールブリュッケン地方裁判所は、ドイツ民事訴訟法第328条1項第5号Zにより、Yは、中国判決の承認を請求することはできないという判決を言い渡した。この理由は、第一に、(1) 2006年にベルリン宮廷地方裁判所が中国判決を承認した後、中国がドイツ判決の承認・執行を許可しなかったため、ドイツと中国との間には相互の保証が存在しないということ、第二に、(2) 上海法院の判決に瑕疵³⁶⁾があることである。

ザールブリュッケン地方裁判所は、中国の武漢中級人民法院が2013年にドイツの判決を承認した事件に言及したが、本件は独立した事件であり、一般的な意味で相互の保証が司法慣行により確立されたと示すには不十分であるとし、また、2006年のベルリン宮廷地方裁判所の判決は、中国の裁判所から肯定的な反応を得ることができなかったと述べている。中国とドイツの間には、判決の承認・執行に関する条約は存在しない。したがって、ドイツは、中国判決の承認・執行についてドイツ民事訴訟法に基づいて判断をしたものである。ドイツ民事訴訟法(ZPO328条1項5号)によれば、ドイツと判決が下された国との間に条約がなくても、相互の保証がある場合には、ドイツは外国判決を承認・執行することができるとしている。しかし、本件において、ザールブリュッケン地方裁判所は、2013年に武漢中級人民法院がモンタバウアー地方裁判所判決は、相互の保証を確立するのに十分ではないという理由により、中国とドイツの間の相互の保証はないと判示した。本件において、ザールブリュッケン地方裁判所は、「ドイツ企業又は個人が中国でドイツの判決の承認・執行を請求する場合、ドイツと中国の間に承認・執行条約がないため、おそらく訴えは拒否されるであろう。このように考えるのは、中国法院は、相互の保証がある場合にのみドイツの裁判所の判決を承認・執行するからである」としている。

中国とドイツの間で実質的に相互の保証が形成されていたと考えられていたところにザールブリュッケン地方裁判所の判決が出たことは、独立し

36) 判決にいかなる瑕疵があるのかについては、引用文献には叙述がない。

た裁判官の裁量が大きいということを示すことになるのか。互いに相手国の判決を承認・執行した事件があるとしても、「不十分」であるという理由で承認拒否されることがあるとすれば、中国とドイツの間で相互の保証が確立されているとは限らないということになる。そもそも「不十分」とはいかなる状況であり、いかなる状況になれば十分であるというのか判然としないのではないだろうか。そうであると相互の保証は形骸化することということにもなるのかも知れない。ドイツの裁判所が、再び中国判決を承認することを待つしかなくなるのだろうか。

杜国棟氏及び余萌氏は、ザールブリュッケン地方裁判所がドイツとの互恵関係と外国判決に対するオープンな態度を確認したという事実を見落としていると批判している³⁷⁾。ドイツと中国の間の相互の裁判所の決定の承認の互恵性が保証されているかどうかは、本件民事判決について物議が醸されている由で、ドイツ連邦裁判所においてなお係争中である。暗黙裡の相互の保証は、やはり不安定であるということになるのだろうか。前述した中国-シンガポールMOGでも、これは裁判官を拘束するものではないとしている。

(3) 第3類型：英国一方のみの中国判決の承認

中国と英国の間では、二国間条約は存在せず、中国法院が英国判決を承認しなかった事件があるところ、その後の事件で英国裁判所が中国判決の承認を決定したことがある³⁸⁾。

はじめに、中国法院が、英国裁判所の判決を承認・執行しなかった事件がある。これは、以下のような事件である。ロシア国家交響楽団などが北京国際音楽協会を訴えた事件で、北京市第二中級人民裁判所は、「我が国と英国との間には裁判所の判決を相互に承認・執行することを認める二国

37) 注16)に同じ。

38) 注25)に同じ。

間条約が締結されておらず、また共に加盟している国際条約もないところ、相互の保証関係は確立していない。したがって、英国高等裁判所の2002年10月3日のロシア国家交響楽団、アドモント社と北京国際音楽協会との契約に関する紛争に関する中間判決及び2003年2月27日に下された終局判決は、我が国の法律が規定する外国裁判所の確定判決を承認する条件に適合(せず)、したがって、英国高等裁判所の前述の判決の公的効力を承認しない」と裁定した。

その後、英国高等法院女王座部商事法廷が、2015年にスプリートホフ・チャーターリング有限株式会社 v. 中国銀行事件³⁹⁾において、中国法院の判決が英国法のもとで承認・執行できることを明確にし、この場合の条件及び基準を示した。英国裁判所は、中国法院が外国当事者について国際裁判管轄権があるか否か、又は外国当事者が任意に中国法院に管轄権を委ねた場合には、英国裁判所は、1982年の「民事管轄権及び判決に関する法律」(Civil Jurisdiction and Judgments Act 1982) 32条及び33条の規定をもって合意管轄を認定するとした。そこで、中国法院の国際裁判管轄権を認めた上で、中国法院の判決を承認・執行することが英国の公序に反するか否かについて検討し、被告がすでに外国の裁判において反訴を申し立て、外国裁判所の管轄に服している場合には、再び公序に反することを理由に外国裁判所の判決に対する執行拒否を申し立てられないと判示した。

今後、中国法院が、英国判決の承認・執行を求める申立てを受理したらどのような判断を示すか注目される。

(4) 第4類型：二国間条約はなく、相互に相手国裁判所の判決を承認したこともない国

二国間条約はなく、相互に相手国裁判所の判決を承認したこともない国

39) Spliethoff's Bevrachtingskantoor BV v. Bank of China Limited (2015), <https://www.casemine.com/judgement/uk/5a8ff74f60d03e7f57eab1d3>, (last visited April 12 2022).

との関係では、いずれか一方が相手国裁判所の判決を承認するということがない限り、相互の保証は存在しないという状態が継続される。日本と中国の間にも裁判所の判決の承認・執行に関する二国間条約の締結がなく、国際条約への加盟もない。そこで、日本と中国との間の商事事件に関する判決の承認請求事件は、これまでにいずれも「相互の保証がない」ことを理由に承認は拒否されている。

日中間の裁判所は、双方ともに相互の保証、互惠関係は「事実上の互惠関係」があった場合にのみ存在すると判断している。すなわち、互惠関係を認めるのは、相手国裁判所が自国裁判所の判決を認めた前例があることが要件である。相手国裁判所が自国判決を認める機会がなかった場合、互惠関係を確立する機会はないということになる。このようなことが、日中間の裁判実務で見られる（日中間の事件については、多くの論文が見られるので、紙幅の都合もあり、事件の叙述は省略する）。Ⅱでも叙述したが、中国大連市中級人民法院が1994年11月に日本の横浜地方裁判所小田原支部が下した判決及び熊本地方裁判所玉名支部が下した債権差押並びに転付命令の承認・執行請求がなされたところ、相互の保証がないことを理由に拒否した判決があり⁴⁰⁾、日本においては大阪高裁判決（平成15年4月9日）⁴¹⁾及び東京高裁判決（平成27年11月25日）⁴²⁾が中国人民法院の判決について相互の保証要件が満たされていないとして執行を拒否したものがある。

日本又は中国の裁判所にいずれかが一歩を踏み出さすことはないのだろうか。いずれか一方の国が、承認することがあれば、第3類型に移行し、承認を拒否していた一方も承認に転じれば、第2類型になる。こうした可能性はないのであろうか。

40) 粟津光世「日本の判決が中国の人民法院で承認されなかった事件」国際商事法務、1997年3月号、275頁。

41) 大阪高判平成15・4・9（判時1841号111頁，判タ1141号270頁〔百選114〕）。

42) 東京高判平成27・11・25（平成27（ネ）第2461号執行判決請求控訴事件，LEX/DB25541830）。

3 最高人民法院の外国判決の承認・執行に関する通知 —全国法院涉外商事海事審判工作座談会

さて、外国判決の承認・執行に上述のとおりの実務上の問題があるところ、最高人民法院は、2021年12月に「全国法院涉外商事海事審判工作座談会」を開催し、その会議議事録要旨を12月31日に発布した。その涉外商事に関する部の第9章「外国裁判所判決の承認・執行事件に関する審理」において相互の保証について、以下の指針を示した⁴³⁾。

“44 [相互の保証の認定] 人民法院は、外国裁判所の判決の承認及び執行の審理に際して、次のいずれかの事由がある場合に、相互関係が存在すると判断する。

- (1) 裁判所所在国の法律により、人民法院による民商事判決が、その国の裁判所に承認・執行される可能性があること。
- (2) 我が国が、裁判所所在国と相互保証の合意があること。
- (3) 裁判所所在国が外交ルートを通じて我が国に相互保証の約定をしたか、又は我が国が外交ルートを通じて、裁判所所在国に相互保証の約定をし、かつ、裁判所所在国が相互保証がないという理由で我が国法院の判決の承認・執行を拒否したことが証明されないこと。

人民法院は、個別に相互の保証があるか否かを審査し、決定する。

46 [承認・執行拒否事由] 外国裁判所による法的に有効な判決に関して、人民法院は、相互の保証の原則に従ってそれを審査し、以下の事由のいずれかがある場合には、判決の承認・執行を拒否する。

- (1) 中華人民共和国の法律によれば、判決が下された国の裁判所に裁

43) <http://cicc.court.gov.cn/html/1/218/62/409/2172.html>, (last visited 2022, April 3).

判管轄権がないこと。

- (2) 被告が法廷に召喚されていないか、陳述・弁論する合理的機会が与えられていないか、又は訴訟能力のない当事者が適切な代表人を有さなかったこと。
- (3) 判決が詐欺によって得られたこと。
- (4) 人民法院が同一紛争について既に判決を下したか、又は同一紛争について第三国が判決又は仲裁判断を既に承認・執行したこと。

外国裁判所の判決が、中華人民共和国の法律又は国家の主権、安全保障、社会的及び公益の原則に反する場合には、承認・執行を拒否する。”

この指針に対して杜国棟氏及び余萌氏（両氏ともにChina Justice ObserverのCEO）は、2021年の会議議事録によれば、ほとんどすべてのコモンロー国及び大陸法国、また、中国の主要な貿易相手国のほとんどの判決が、中国で承認・執行可能となる可能性があると述べている。そして、ドイツ、日本、韓国など大陸法の国も相互の保証を外国判決の承認・執行の要件としているので、中国で承認・執行される可能性があるという⁴⁴⁾。しかし、このようにいえるか。可能性については否定しないが、この要件は従来から変わりがないが、前述したとおり、日本には中国の判決を相互の保証がないことを理由に承認・執行を拒否した事件がある。その判決文において、具体的に大阪高裁は「我が国の裁判所の経済取引に関する判決が中国においてその効力を承認されるかどうかは判然としない。……相互の互惠を認める有権解釈がされた事実もないとみとめられる」⁴⁵⁾とし、また、東京高

44) Guodong Du, Meng Yu, “China Clears Final Hurdle for Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in 2022” <https://www.chinajusticeobserver.com/a/china-clears-final-hurdle-for-recognition-and-enforcement-of-foreign-judgments-in-2022>, (last visited April 1, 2022).

45) 前掲注 42)。

裁は「中国においては、現在のところ、日本との間には互惠関係が存在しないとの理由のみをもって、日本の裁判所のした判決を承認しない扱いが確定して（おり）、……（中国との間に相互の保証がなく、中国の）判決が民法118条4号の要件を充たさない」⁴⁶⁾としている。

全国法院涉外商事海事审判工作座谈会會議録においても、依然として「裁判所所在国が相互保証がないという理由で我が国法院の判決の承認・執行を拒否したことが証明されないこと」を外国判決の承認・執行要件としており、そうであると仮に日本企業（人）が日本で得た勝訴判決の承認・執行を中国の法院に申し立てた場合、被告である中国企業（人）は、日本の裁判所が中国の判決を相互の保証がないことを理由として承認・執行拒否した事例を証拠として提出すれば、やはり日本の裁判所の判決の承認・執行は拒否されるということになりはしないのだろうか。結局は、相互の保証が確立されているとはいえない現状において、いずれかの国の裁判所が、先に相手国裁判所の判決を承認・執行することが必要となる。上述の米独英は、先に中国の判決を承認・執行したので、中国もこの3カ国の判決の承認・執行を認めたものである。そうであると、日中間においては、なお中国は日本の裁判所に先に中国法院の判決の承認・執行を求めることになるのであろうと推察する。

そこで、以下において改めて相互の保証に関する課題を検討してみたい。

IV 相互の保証に存在する課題について

日本の裁判所は、すべて相互の保証、互惠関係は「事実上の互惠関係」があった場合に存在すると判断しているのかと言えば、必ずしもそうではない。

例えば、名古屋地裁昭和62年2月6日判決⁴⁷⁾は、「従前、西ドイツにお

46) 前掲注43)。

47) 判時1236号113頁、判タ627号244頁。

いては、日本との間には相互の保証がないとするのが通説的見解とされていたことが認められるが、右見解は単にその前例がないことを根拠とするのみで、確たる根拠に基づくものではない」として、ドイツとの相互の保証を肯定した。その後も、東京地裁平成10年2月24日判決⁴⁸⁾で「司法手続も国際化しつつある現在、日本の裁判所の判決を外国判決として承認した先例がないという理由を主な根拠として、日本の裁判所が、外国判決の執行分野で、率先して外国の裁判所に対して門戸を閉ざす結果となる解釈を、軽々に採用すべきものでもない。」として、ドイツ連邦共和国の会社が日本の会社に同国ベルリン地方裁判所の勝訴判決に対する執行判決を求め、これが認容された事件がある。このような判決の趣旨を鑑みると、今後、中国の裁判所の判決の承認・執行が日本の裁判所に申し立てられた場合に、先例がないことをもって拒否せずに、これを認容する余地があるようにも考えられる。

最近では、民訴法第118条の相互の保証を不要な要件として批判する見解が目立ってきている⁴⁹⁾。相互の保証に関しては、厳しい基準への批判があり、以下の理由により「相互の保証」要件の緩和が主張されるようになっている。すなわち、①なるべく外国判決の効力を認めることが二重訴訟や相反する判決の出現を防止し訴訟経済に役立つ、②外国の政策によって個人の受ける救済が左右されるのは衡平でない、③厳格な要件を要求しこれを欠く外国判決の承認を拒否することは当該外国からの報復（相互不承認）

48) 判時1657号79頁。

49) 高桑昭「相互の保証」高桑昭＝道垣内正人編『新・裁判実務大系第3巻国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院、2002年、377頁以下）、河野俊行「承認要件としての相互の保証」澤木敬郎＝畑場準一編『国際司法の争点（新版）』（有斐閣、1996年、240頁）、エルバルティ・ペーリング「外国判決の承認・執行の自発的調和」京都大学博士論文（平成26年1月6日提出）62頁以下（筆者は、これを所持しないので、前掲注3）齋藤論文、83頁によった。）、芳賀雅顯『外国判決の承認』（慶應義塾大学出版会、2018年、14頁以下）。前掲注10）奥田論文99-101頁。

を招く、④二国間で承認要件が完全一致することはありそうもなく、また、日本と外国の要件の寛厳の判定は容易でない、⑤外国の基準が日本の基準と同一又は寛大であることを要求するのは承認の可能性を狭める、⑥相互の保証に対する立法論的批判は多く、国際的にも緩やかに解する傾向にある、⑦司法的判断に馴染むのか疑問である、などがあげられている。さらに、「相互の保証」要件の撤廃論もある⁵⁰⁾。

日本、ドイツなどの多くの国では、条約がない場合に相互主義に基づいて外国判決を執行するための規定が法律に定められている。しかし、最近では多くの国が、自国の関連法規を改正する際に相互主義の原則を廃止しており、「かねてからヨーロッパでは、多くの国が相互保証を廃止しているとされる。……また、近年、東ヨーロッパの新興国において、相互保証を廃止する立法を行なっている」⁵¹⁾状況が見られる。例えば、スイスは、1987年国際私法典制定に際して、相互保証の要件を廃止した。また、ポーランドは2008年12月の民事手続法典で廃止し、スペイン王国は2009年から廃止し、マケドニア共和国は2007年7月の国際私法典で廃止し、モンテネグロ共和国は2013年12月の国際私法で廃止をした。オーストリアでも、近時の有力説は相互保証に批判的であるという⁵²⁾。ほかに、ベルギー国際私法(2004)、ブルガリアの国際私法(2005)も廃止している。外国判決の承認・執行を促進するということと、相互主義の原則を司法実務上で適用することの難しさを考慮して、相互の保証要件を廃止することが多くなっているのではないだろうか。

それでも齋藤教授は、「単純に相互の保証を条文から削除すれば立法的

50) 例えば、松岡博『国際取引と国際私法』[1993] 123頁、早川吉尚「外国判決承認・執行制度における『相互の保証』の要否」ジュリスト1232号、吉川英一郎「相互の保証(1)」[百選113]がある。

51) 芳賀雅顯「外国判決承認要件としての相互保証(一):その現代的意義」法学研究90巻11号(2007.11)、25頁。

52) 同上芳賀論文、19-22頁。

な改善がなされ、外国判決の承認・執行が促進されるとの楽観的な立場を取らない。いずれにしても裁判所は、外国判決の日本での承認・執行に対するゲートキーパーとしての責任を担うのであり、それは決して単純な役割とはなりえないと考える⁵³⁾という。

相互の保証がある故にすべてを自動承認するということにはならない。やはり個別事件の性質によることが大であろう。では、相互の保証はどのように機能させるのか。個別問題を検討した上で、相互の保証の有無により承認・執行を判断するのか、それとも相互の保証の有無を判断した上で、相互の保証があれば個別問題を考えるのか。後者であると先に相互の保証がなくても承認するという点において、裁判所の決断が必要である。互惠の原則を有効に機能させるために考慮すべきことは、一方の裁判所が最初に承認をする決定をした場合に、もう一方の国の裁判所がこれに追随するかどうかである。そうであると二国間条約が締結されない状況下では、相手国裁判所の判決が公正・公平な判断がなされているという信頼感の醸成が必要になるだろう。

国際貿易は、開発途上国の貧困を緩和するための最も強力なツールであり、高い経済成長に貢献するものである。直接投資は、受入国や投資家の経済的利益を超越して、本来的には「よりクリーンな」技術を移転し、より社会的に責任のある企業行動を促すことになり、受入国の環境及び社会的条件を改善するのに役立つ可能性があるものである⁵⁴⁾。自由貿易・投資を促進し、共通市場を形成するためには、ハーグ条約への加盟国が増えることが望まれる。多国・地域間での条約締結が難しい段階にあっては、中国-シンガポールMOGのように、二国間で最高裁判所が相互主義を確立するための覚書を調印することは近道になるかも知れない。

53) 前掲注3) 齋藤論文83頁。

54) Foreign Direct Investment for Development : MAXIMISING BENEFITS, MINIMISING COSTS, p.5 OECD (2002) <https://www.oecd.org/investment/investmentfordevelopment/1959815.pdf>.

V ま と め

中国は、2002年11月の共産党第16期全国代表大会で中国企業の海外投資を積極的に推進するという対外経済戦略を打ち出した。この対外経済戦略は、(1) 世界経済における中国の影響力拡大、(2) 中国経済の長期・持続的成長、(3) 国際分業の中での主要地位の確保を達成することをもって、中国式のグローバリゼーション⁵⁵⁾を構築しようとする意図をもったものである。

中国の国際司法共助に対する考え方には、“一帯一路”構想前後で変化が見られる。中国は、具体的には、2015年3月に「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」(いわゆる“一帯一路”構想)を發布した。これを受けて、最高人民法院は、2015年7月に「人民法院が“一帯一路”建設に司法サービス及び保障を提供することに関する若干の意見」を發布した⁵⁶⁾。この意見は、全4章、16条からなり、(1) 涉外刑事、涉外民商事、海事海商、国際商事海事仲裁に関する司法監督及び自由貿易区に関わる審判業務を強化すること(第2条、第4条)、(2) “一帯一路”沿線国と二国間又は多国間司法共助協定を締結すること(第6条)、(3) 国際条約及び慣行に従って外国法を適用することを審査し、裁判・仲裁の

55) 中国式グローバリゼーションについては、梶田幸雄「新型コロナウイルス後の中国のグローバルガバナンス戦略」『グローバルガバナンスにおける中国の戦略とその影響力～2020年の中国経済政策及び今後の展望』(国際貿易投資研究所、ITI調査シリーズ、No.101、2021年2月、1-20頁)を参照いただきたい。

56) “一帯一路”構想と中国の通商政策などについて詳しくは、梶田幸雄「“一帯一路”構想推進のための国内外通商法整備」『中国型グローバリズムの発展可能性と世界経済体制への影響～一帯一路構想と法整備の視点からの分析～』(ITI調査研究シリーズNo.64、国際貿易投資研究所、2018年2月)、梶田幸雄・江原規由・露口洋介・江利紅『中国対外経済戦略のリアリティー』(麗澤大学出版会、2017年)を参照。

国際信用力を高めること（第7条、第8条）、（4）積極的に国際規則の制定にかかわり、中国の司法における国際発言権を高めること（第13条）などが規定されている。最高人民法院は、多様な紛争解決制度を支持し、当事者の意思を尊重し、裁判・仲裁の国際信用力を高めることを目指し、積極的に国際規則の制定にかかわり、中国の司法における国際発信力を高めるとしている。

“一带一路”構想が提唱されて以降、2016年から中国法院において外国判決の承認・執行が認容されるケースが現れ始めた。ただ、承認・執行を認めたケースは、いずれも中国より先に外国裁判所が中国法院の判決を承認・執行している。今後、逆のケースが現れるか否かが注目される点となる。今後、日本企業が“一带一路”プロジェクトに参画する可能性もあり、このときに商事紛争を生じることも十分に予想される。また、“一带一路”プロジェクトでなくとも、中国企業との各種の国際取引やプロジェクトの実施にかかわって紛争が生じることもある。このときの紛争解決法をどうするか。外国判決の承認・執行に関する問題は、ビジネス実務場において重要な関心事項である。

（本学法学部教授）